

檜原村簡易水道 水質検査計画

(令和3年度)



東京都西多摩郡檜原村

1 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び浄水場とする。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とする。
なお、水質管理目標設定項目については、東京都福祉保健局において定期的に実施するため省略する。
- (3) 放射性物質の水質検査は、放射性セシウム134及び137を対象とする。
- (4) 検査頻度は、以下のとおりとする。
 - ◆給水栓では、水道法に基づき、色・濁り・消毒の残留効果（残留塩素）に関する検査（水道法施行規則第15条第1号イ）について、1日1回実施する。
 - ◆年1回以上あるいは3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目については、年1回実施する。
 - ◆浄水場では、浄水処理における水質の変化を監視するため、pH値・濁度及び残留塩素等について常時監視を行い、1日1回の検査を実施する。
 - ◆放射性物質については、3ヶ月に1回検査を実施する。なお、周辺流域で放射性物質が検出された場合については、検査回数を増やし実施する。

2 水道事業の概要

- (1) 北秋川水系
北秋川上流白岩沢の取水堤で、白岩沢の水を1日1,240m³取水し、自然流下により北秋川浄水場へ導水している。
- (2) 南秋川水系
南秋川上流ハチザス沢の取水堤で、ハチザス沢の水を1日640m³取水し、自然流下により南秋川浄水場へ導水している。

【給水状況】

区 分	内 容
給水区域	檜原村内全域
給水人口（令和元年3月末現在）	2,036（人）
普及率（令和元年3月末現在）	100（%）
給水戸数（令和元年3月末現在）	1,099（戸）
計画一日最大水量	1,760m ³
一日最大給水量（令和元年度）	1,664m ³ （9月11日）
一日平均給水量（令和元年度）	949m ³

【浄水施設概要】

浄水場名	北秋川浄水場	南秋川浄水場
所在地	檜原村5045番地	檜原村2618番地1
処理能力	1,180 m ³ /日	580 m ³ /日
沈澱池		212.8 m ³
ろ過池		砂ろ過
浄水処理方法	膜ろ過 (MFセラミック膜)	緩速ろ過
浄水の採水位置	配水池	配水池

3 水道の原水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目すべき項目は以下のとおりである。

【原水の状況】

	北秋川水系	南秋川水系
原水の汚染要因	降雨等による高濁水発生	降雨等による高濁水発生
水質管理上注目すべき項目	濁度	濁度

4 検査地点

(1) 給水栓

水系ごとに検査地点を設け、それぞれ1箇所の検査地点を設定する。

検査地点：北秋川水系 ⇒ 檜原村役場 南秋川水系 ⇒ 村特産物直売所

(2) 浄水場

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場内の水を検査する。(pH値、濁度及び残留塩素等については常時監視)

(3) 水源

安全で上質な水道水を供給するための浄水処理に、水源水質が影響を与えるため、北秋川水系・南秋川水系の取水地点を検査する。

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される給水栓における水質検査項目と検査頻度

ア 水質検査項目

北・南秋川水系ごとに水質検査表（1）の給水栓において、水質基準項目（51項目）の水質検査を実施する。なお、水質検査表（2）の1日1回行う水質検査においても同様に検査を実施する。

イ 検査頻度

- 1 水質検査表（1）のうち、項目NO1・2・38・46～51の検査は毎月1回実施する。
- 2 水質検査表（1）のうち、項目NO7・9・10・21～31・33の検査は3ヶ月に1回実施する。
- 3 水質検査表（1）のうち、検査頻度を省略できるものについては、水質検査表（1）のとおり実施する。
- 4 水質検査表（2）の色・濁り・消毒の残留効果（残留塩素）の検査は1日1回実施する。

(2) 原水の水質検査

- 1 北・南秋川水系ごとに水質検査表（1）のとおり年1回実施する。但し、消毒副生成物及び味を除く。
- 2 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断ではレベル4（汚染のおそれが高い）と位置づけられているが、ろ過池出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備（北秋川水系：膜ろ過・南秋川水系：緩速ろ過）を整備し、浄水濁度の常時監視も行っている現状を踏まえ、上記水系ごとにクリプトスポリジウム・ジアルジア・大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を年1回実施する。

(3) 放射性物質の水質検査

北・南浄水場の浄水及び原水を3ヶ月に1回検査を実施する。但し、周辺流域で放射性物質が検出された場合については、検査回数を増やし実施する。

6 水質検査方法

水質基準項目の水質検査のうち、(1) 及び (2) の検査については、「水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録水質検査機関」により下記業者に委託して実施し、(3) の検査については、東京都水道水質管理計画等にもとづき下記の機関において実施する。

検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）により実施する。

試料の採取は、教育、訓練を受けた者とし、採取した試料は速やかに検査機関に運搬し、厚生労働省告示で定める期間内に検査を実施する。

5 水質検査項目と検査頻度		の項目中
(1)	イ 1の検査	株式会社イオ
(1)	イ 2の検査	株式会社イオ
(1)	イ 3の検査	株式会社イオ
(1)	イ 4の検査	檜原村役場宿日直員・檜原村観光協会
(2)	1の検査	株式会社イオ
(2)	2の検査	株式会社イオ
(3)	放射性物質の検査	東京都健康安全研究センター

7 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止し、必要に応じて水源、浄水場及び給水栓などから採水し、臨時の水質検査を実施する。検査項目は、水質基準項目を対象とし実施する。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
- (2) 魚が死んで多数の浮上があるとき
- (3) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し給水栓の水の安全性が確認されるまで実施する。

8 水質検査計画の見直しと検査結果の公表

水質検査計画は前年度計画の見直しを行い、年度開始前に作成し、村のホームページで公表する。水質検査結果は、村ホームページ等に掲載する。

9 水質検査の精度及び信頼性確保

水質検査の精度及び信頼性確保は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関を選定し、

検査過程で作成した資料の提出を求めることにより検査精度及び信頼性の確保を図る。

10 関係者との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、東京都福祉保健局及び西多摩保健所と連携し、水質検査等を実施する。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生した場合には、直ちに現地調査を行い浄水場での適正な浄水処理により、常に安全で良質な水道水を供給する。